

I 女性エンパワーメント

第1章

女性のエンパワーメントとジェンダー平等 国連「北京+20」の節目に

矢澤 澄子

1 はじめに

—北京世界女性会議から20年—

2015年は、北京で開催された国連第4回世界女性会議から20年、日本の女性差別撤廃条約批准30周年にあたり、女性の人権とエンパワーメントをめぐる歴史的な節目の年である。世界中から5万人を超える人びとが集まった世界女性会議（1995年）には、日本からも5,000人以上の女性たちが参加した。NGOフォーラムでは人権、平和、教育、経済、政治、健康などさまざまなテーマで、4,000以上のワークショップが開催された。そこに参集した女性パワーを背景に、189カ国の政府代表が参加した政府間会議では、21世紀にむけたジェンダー平等（国連で合意された国際規範としての「男女平等」）達成のガイドラインとなる重要文書「北京宣言・北京行動綱領」がコンセンサス（無投票）採択された。ジェンダー平等とは、国際社会を構成する一人ひとりの男女が等しく権利、資源、機会、責任をもち、あらゆる分野の意思決定に平等に参画することをいう。

「行動綱領は、女性のエンパワーメントのためのアジェンダである」という言葉で始まる北京行動綱領は、20年後のいまでもジェンダー平等達成への世界的最重要指針となっている。行動綱領にいう「パワー」とは、他者を支

配する力や強制力ではない。それは、一人ひとりの個人が生きていくための力（潜在能力）、そして意思決定等に参加できる力（参画力）を意味する。行動綱領に明記されたのは、平和で公正なジェンダー平等の世界を創るために、女性たち自身のエンパワーメント（力をつける、力を回復すること）が不可欠であり、その基盤となる女性の基本的人権は、普遍的で不可分な人権であるという考え方であった。21世紀のいま、女性に対するあらゆる形態の差別をなくし、男女がともに固定的な性別役割観念の縛りを解き、それぞれの能力を自由に発揮できる社会を実現していくことは世界共通の課題である。

日本各地から北京会議NGOフォーラムに参加した女性たちは、アジア、アフリカ、欧米など世界の女性たちとのさまざまな交流を経験した。そして「日本の女性こそもっとエンパワーしなければならない」ことを実感し、「日本の女性がディスエンパワー（無力化）されてきた仕組みや制度・慣習、社会の見えない壁を明らかにし、私たち自身がこれに立ち向かわなければならない」という思いを新たにした（松井 1997:3-4）。5,000人もの女性たちが、北京会議NGOフォーラム発の問題意識や情報を共有したことは、その後の女性たちのジェンダー平等達成に向けた多様なテーマをめぐる活動・運動や法制度整備、男女共同参画政策づくりへの大きな財産になったといえる。

日本の女性たちはこれまで、憲法をはじめ女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法など、女性の人権と男女平等を定める法的ツールを活用してさまざまな行動を起こし、女性の地位向上を前進させてきた。だが、日本の実情はどうであろうか。多くの女性はいまも、家事育児介護などの無償労働の大半を担い、家族の生活維持の命綱となって働いている。一方、女性の人権は公私にわたり軽視され、資源や意思決定をコントロールする立場の女性は少なく、労働権、参政権など基本的人権行使の男女格差は極めて大きい。世界経済フォーラムが2006年以後毎年発表しているジェンダー格差指数（GGGI）を見ても、日本は、ジェンダー平等からはほど遠い低空飛行が続く（2006年、115ヵ国中80位から下降が続き、2015年は145ヵ国中101位。政治分野104位、経済分野106位、教育分野84位）。

I 女性のエンパワーメント

本稿では、第2次世界大戦後の1945年から2015年に至る70年の女性の人権の尊重とエンパワーメントへの国際的取組みの基軸になった事柄について概観し、その成果と課題を確認する（この間の国連と日本の取組みの概要については20-21頁に掲載の図解資料も参照）。そして「女性のエンパワーメント」というジェンダー平等と変革の鍵となる言葉がどのようにして生まれたのか、北京会議・行動綱領で何が集大成されたのか、その今日の意味は何かについて検討していく。これらを通して、国連を中心とした日本を含むグローバル/ローカルな女性たちの動き、女性NGO・市民活動がジェンダー平等達成に果たした役割、求められる政府の責務・政策の一端について明らかにしたい。

国連は「北京+20」の2015年に、20年のジェンダー平等の前進と後退を詳細に分析・評価した(第59回女性の地位委員会)。そして世界の変革に向けて、女性だけでなく男性、次世代などすべてのアクターが関与し、文化、宗教、慣行等を理由とした男女間の不平等を終わらせるための「203050キャンペーン」(2030年までに男女半々=ジェンダー平等の地球を!)をスタートさせた。これらの動向を踏まえ、女性一人ひとりのエンパワーメント、ジェンダー平等の達成、男女共同参画推進への日本の課題についても考える。

2 女性差別の撤廃と女性の人権確立の歩み

国連の取組みと女性差別撤廃条約の誕生

2つの世界大戦による甚大な犠牲と損失から立ち上がった国際社会と国連(国際連合)は、1945年の設立にあたり「国連憲章」を採択した。そして人種、性、言語、宗教による差別のない平和な世界づくりのために、意思決定の場などに女性が男性と平等に参加していくことが不可欠との認識を明確にした。以来、男女同権、女性の地位向上、人権及び基本的自由の尊重は、国連が組織を挙げて取り組む基本的な優先課題に位置づけられてきた。

国連女性の地位委員会(CSW)は、そうした人びとの期待を受け、1946年、

経済社会理事会の下に機能委員会の1つとして発足した¹⁾。同委員会は、政治、経済、市民、社会、教育分野における女性の権利促進に向けて、経済社会理事会への報告と政策提言を行うなど、女性の地位向上と権利の促進、ジェンダー平等実現にむけたグローバルな政策の決定機関として、国連を主導する重要な責任を果たしている（国立女性教育会館 2014：1-6）。

人権の概念が国際社会で普遍化したのは、国連での「世界人権宣言」の採択を起点とする（1948）。さまざまな「人としての権利」、つまり人権の中身はそれまで各国が自由に扱える国内問題であったが、同宣言において人権の国際的共通基準が初めて明示された（米田 2014：142-143）。以来、人権と民主主義の原則に基づく平和な世界の実現は多くの人びとの希求となった。それは、大国主導の植民地主義、軍国主義、排外主義などによる暴力と侵略が戦争の悲惨な惨禍、人びとと世界への壊滅的破壊もたらしたことに対する深い反省から出発した国際的希求である。

このような国連の理念の下で、1950年代以降、女性の権利保障に関わる重要な個別条約が採択された（「女性の参政権に関する条約」1952、「既婚女性の国籍に関する条約」1957、「婚姻の最低年齢等に関する条約」1962など）。この間、女性の地位委員会では、世界各地での研究調査から、世界中に蔓延する女性差別を解消するには、個別条約だけでは不十分であるとの認識に至る。そして、女性差別全般を視野に入れた「女性差別撤廃宣言」を起草し、同宣言は1967年の国連総会で採択された。さらに1972年の総会では、1975年を「国際女性年」（国際婦人年）と定め、メキシコ・シティで第1回世界女性会議を開催すること、1976年から1985年を「国連女性の10年」とし、女性の地位向上促進の重要なキャンペーン期間とすることを決めた。この間に「女性差別撤廃宣言」を基に条約の制定が目指され、76年には女性の地位委員会の草案がまとまり、総会作業部会での3年間の検討を経て、1979年12月の国連総会で念願の女性差別撤廃条約が採択された（国際連合 1997/1998、国際女性の地位協会 2014：4-5）。

「国連女性の10年」の最大の成果は「女性差別撤廃条約」である（公定訳「女

I 女性のエンパワーメント

子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、本稿では「女子」を「女性」と表記)。女性差別撤廃条約は、女性の人権に関する世界で唯一の法的拘束力をもつ包括的国际人権文書で、「世界女性の憲法」とも称されてきた。実質規定16条と手続き規定など全30条からなり、世界の女性が公私にわたり直面する幅広い問題領域にスポットを当て、女性の人権のグローバル・スタンダードを明示している(国際女性の地位協会 2005)。

1956年に国連に加盟した日本は、1980年に条約に署名し、国連女性の10年最終年の1985年に条約を批准した。日本の批准への道のりはどのようなものであったか。「この条約の内容が実現すれば、婦人問題は解決する」と、早くから条約の批准を切望していた故市川房枝参議院議員らの呼びかけにより、国際女性年(1975)には「国際婦人年日本大会」が開催された²⁾。その後、同大会を契機に41の女性団体が「国際婦人年日本大会決議を実現するための連絡会」を結成し、批准の前提となる条約の署名に消極的であった政府への働きかけを強めた。このような連帯行動による女性運動やロビー活動が功を奏し、条約の署名、批准への道が拓かれたのである(国際婦人年連絡会編 1989)。また条約批准の条件であった法制度整備の最大の課題、男女雇用機会均等法成立(1985)のかげには、当時、労働省婦人局長として法律づくりの中心で奔走した赤松良子らによる財界等への熱心な働きかけや説得があった(堀江 2005)³⁾。2015年10月現在、国連加盟194ヵ国中の189ヵ国が同条約を批准している(米国は署名のみ)。こうして女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等の理念と政策の方向を明示する、文字通り揺るぎない国際基準・国際規範となった。

女性差別撤廃条約の中心理念は、女性差別撤廃に向けた固定的な性別役割分担観念の解消である。条約は、日本を含む多くの国や地域で一般的であった「男女の特性」を前提とする平等論(特性論的平等論、または機能平等論)を退け、ステレオタイプの性別役割観念の変革を求めている。この考え方は、1970年代前後から隆盛した現代フェミニズムの諸潮流(「第2波フェミニズム」)のなかで提起された新地平の男女平等観を反映したものである(横浜市女性

協会 1997 : 14 - 25)⁴⁾。「法律上の平等」だけでなく「事実上の平等」を目指すこの理念は、1975年の国連第1回世界女性会議で採択された初の「世界行動計画」に取り入れられて以来、ジェンダー主流化に向けた機軸的国際規範となった（国際女性の地位協会 2014 : 4）。

女性差別撤廃条約は、前文で「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要」であると述べる。また第5条では、各国に対して「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習や習慣を見直し、男女の社会的・文化的な行動様式を修正すること」を求めている。同理念の達成は、政府のみならず市民社会、企業、団体、個人に対しても向けられている。

女性差別撤廃条約は、いまま岩盤のように変わりにくい男性優遇社会（男性中心型労働慣行等）のジェンダー秩序やジェンダー関係、ジェンダー意識を変革するために、社会の制度、仕組みや文化に深く根ざす慣習や習慣、一人ひとりの個人の公私の行動レベルにまで踏み込み、ジェンダー、つまり社会的・文化的性別など性差・性別観念に基づく、さまざまな「区別、制限、排除」に潜む差別の解消を求めている（第1条）。また第4条では、不平等を是正するための効果的なツールとして暫定的特別措置（ポジティブアクション）の実施を奨励している。政府、市民社会等がこの措置をどのように法制度・政策に組み込み活用するかが、ジェンダー平等達成の鍵となるのである。

条約の実効性を担保する重要な役割を担うのが女性差別撤廃委員会（CEDAW、1982年設置）である⁵⁾。委員会は、条約の遵守状況をモニターする国連の専門機関であり、同条約の国家報告制度とフォローアップの仕組みの下で、各国からの定期報告（4年ごと）の審議を行い、総括所見、勧告を發出し、女性差別撤廃条約に沿った法制度の改正・整備やジェンダー平等政策の遅滞なき実施を締約国に求め活動している（図解資料参照）。また締約国全体に向けた共通課題に関わる一般勧告（「一般勧告」第1～第33発出、2015.10現在、山下他 2015 : 30 - 126）や、選択議定書批准国の個人、団体か

ら送付される個人通報の審理及び調査権の行使等を実行している（同選択議定書は1999年総会で採択、106ヵ国批准、日本未批准、女性に対する暴力案件が多数、国際女性の地位協会 2014：18－23、55－57）。

女性差別撤廃委員会は、これまで30余年、条約とこれを補強する「ソフトロー」としての一般勧告等を駆使し、私人間の人権侵害への国家責任を含む「国家の義務の多層性」に照準し、条約の国際的実施措置を着実に強化してきた（林 2015：16－19）。そして女性の人権保障とジェンダー平等のための機軸機関として、各国政府の説明責任、ジェンダー平等政策に影響を与え続けている（国際女性の地位協会 2005、同 2014）。

女性差別撤廃条約から北京行動綱領へ—平等・開発・平和への道のり

女性差別撤廃条約の採択により、女性の人権保障に向けた画期的な成果を得た「国連女性の10年」キャンペーンの主テーマは、「平等、開発、平和」であった。当初、平等は欧米等の自由主義諸国、開発は貧困化に直面する途上国、平和は深刻な地域紛争を抱える社会主義国等の女性たちの緊急課題に対応し、対立した議論が併存していた。しかし1980年代前後から、これら3つは、経済社会のグローバル化の進展に伴う国境を越えたヒト、モノ、カネの結びつきの深化や国連関係機関・NGOの活動拡大のなかで、グローバルな共通課題となった。

1980年代には、世界的長期不況が顕在化するなか、多国籍企業等が先導する効率優先のグローバル経済開発と急速な環境変化により、先進国、途上国を問わず貧困、格差、性暴力など多くの問題が顕在化していた。とりわけ開発の進展は途上国の女性や女兒に負の影響を及ぼし、生存環境の悪化を招いていた。貿易収支の赤字、累積債務等により経済危機に陥った途上国への開発・援助プログラムでは、経済開発の恩恵から取り残された女性たちを開発プロセスに統合するためのアプローチとして「開発と女性」（WID）という考え方を制度面でも活用する動きが広がった。

WIDは、1970年代以降、欧米フェミニズムの影響下で生み出された一連

の開発・援助プログラムの総称であるが、80年代になると「効率性・生産性を重視した構造調整政策の影響下に置かれ」、女性の伝統的役割や既存の男性優位の経済構造、ジェンダー関係の変革を不問にしたWIDアプローチの限界が露呈し、「女性政策の政治的道具化」が顕著になった（伊藤 1995：65-66, 71-73）。一方1980年代半ば頃から、新たにGAD（開発とジェンダー）アプローチが注目されるようになる。GADは、貧困層の女性と家族の生存やコミュニティ管理上の実際的ニーズに照準しながら、ジェンダー平等達成という長期的な戦略目標にも留意する。貧困やジェンダー格差の解消をめざす女性たち自身の「エンパワーメント」によって、コミュニティや社会を変える行動と組織化を推奨するものである（伊藤 1995：73-79、矢澤 2005：181）。

1975年（メキシコシティ）と1980年（コペンハーゲン）の国連世界女性会議では、優先課題等をめぐり南北の女性間で厳しい議論の対立が頻発したが、1980年の第2回世界女性会議で採択された「国連女性の10年後半期プログラム」推進キャンペーンでは、「世界の人口の半数を占める女性は、公的労働力や全労働時間の3分の2を占めるにもかかわらず、所得は男性の10分の1しか受け取らず、資産は1%しか所有していない」ことが提起され、世界の女性の経済的貢献の大きさが明らかにされた。そして各国政府に対して、ジェンダーに公正な収入・資産分配政策の必要性が訴えられた。

「国連女性の10年」最終年の1985年に、ナイロビで開催された第3回世界女性会議では、ジェンダー平等の目的達成が不十分であるとの総括の下で「西暦2000年に向けた女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（372項目）が採択された。「平等、開発、平和」の達成は、21世紀に向けて引続き取り組むべき世界大の共通課題と確認された。ナイロビ会議では、南北の女性たちの間で対立を超えた対話も広がり、この間の「グローバル・フェミニズム」運動の成果が共有されるようになったといえる（ボールディング 1995：31-32、伊藤 1995：48-59）。

ナイロビ会議NGOフォーラムには1万5,000人、日本からも約800人の女

性たちが参加した。同世界女性会議は、さまざまな 이슈に取組む新たな女性NGOの活動隆盛の導火線ともなった(山下 2015:17)。またその後は、国連、各国政府とNGOのパートナーシップによる取組みが前進し、1995年にアジアで初めて北京で開催された第4回世界女性会議では「平等、開発、平和」の3つのテーマに、結果の平等(事実上の平等)を目指すための「行動(アクション・フォー)」が加わり、「平等、開発、平和への行動」がメインテーマとして設定された(矢澤 1999:250-251)。

北京会議に先立つ1990年代前半には、冷戦後の国際社会で経済のグローバル化が加速し、国境をまたぐ労働市場の組替えが進み、女性の新たな労働市場への進出、移動や移住(「移住の女性化」)が促された。しかし大多数の女性が参入できたのは、主に低賃金の雑多な労働(多くはケア関連等のインフォーマル労働、非正規労働)であり、女性が担う家事労働負担は不可視なまま、家庭と職場でのダブルワークや貧困、生活困難が露呈していく。国連が作成した初の『世界女性白書』に集約された国際ジェンダー統計では、政治、経済、行政などあらゆる分野での女性参画の停滞や遅れ、ジェンダー格差の維持・拡大が明らかにされる(国際連合『世界の女性 1970-1990 その実態と統計』1991)。

女性をめぐる厳しい状況を背景に、1992年開催の「国連環境会議」(リオデジャネイロ)で採択された「アジェンダ21」では「持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動」が提起された。また1993年開催の「世界人権会議」(ウィーン)では「女性(と女児)の権利は人権である」ことが確認された。同年12月に国連総会が採択した「女性に対する暴力撤廃宣言」では、家庭内での暴力、社会における暴力、国家による暴力の根絶が明記され、国家に対しては、暴力行為の防止、調査、処罰義務も明記された。さらに1994年開催の「国際人口開発会議」(カイロ)では、アフリカ等で横行する女性性器切除など有害な慣習に関する調査報告などを踏まえ「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(「性と生殖の健康と権利」)」という健康、身体をめぐる女性の自己決定権等の基本的権利が確認された(橋本 2013:

15、米田 2014 : 139 - 142)。

21世紀の世界ビジョンを問うこれら一連の国際会議を通して、国連と各国政府、NGOのパートナーシップの重要性が高まった。また途上国の女性の状況改善を進める開発援助等において、ジェンダー分析やジェンダー・プランニングをツールとした「開発とジェンダー」、つまりジェンダー視点を組み込んだGADアプローチの重要性が再確認された。その結果、1995年の「社会開発サミット」を含め、女性たちへの負荷が大きい市場万能の効率主義的経済開発にかわって、女性の人権の確保と潜在能力の開発、貧困の克服と公正な分配を目標とした人間開発（ヒューマン・ディベロプメント）と地球社会の持続的発展を目指す新たな戦略や展望がまとめられた。これらは、男性優位の既存のジェンダー秩序を変革するために、グローバル化する経済構造の新ビジョンによる変革は避けられないとの認識が、一定程度共有されたことによるものである（矢澤 1999 : 255 - 258、矢澤 2002 : 47 - 48）。

3 北京世界女性会議・北京行動綱領と女性のエンパワメント

女性のエンパワメント・アプローチ

女性の地位向上、権利強化へのこうした国際的潮流を受けて、1995年、第4回世界女性会議が開催された。NGO等の参加認定団体が拡大され、各国NGO代表が参画した政府間会議では、宗教的原理主義者・国とそれ以外の国の女性たちとの激しい意見対立場面もあった。当初草案段階で挿入されていたNGOの意見が削除されるなど、北京宣言・北京行動綱領には政治的妥協の産物としての問題点や限界（多数の留保条項等）もある。

とはいえ、先進国と途上国の動向、世界各地域のローカルな動きと国連を中心としたグローバルな動きが作用しあい、各国・地域の女性たちが参画して展望を拓いた1990年代前半の国際的議論や実践の成果が、世界女性会議という国際的公論形成の場（プラットフォーム）で集大成された。この世界女性会議で、NGOパワーが最大限発揮され、ジェンダー平等推進と女性の

I 女性のエンパワーメント

エンパワーメントの歴史に刻まれる国際的合意文書、北京行動綱領が採択された意義は大きい。

北京行動綱領で、エンパワーメントという能動的概念が、事実上の男女平等達成とその政策化の包括的・戦略的プロセスを意味する「ジェンダー主流化」(矢澤 2005:182)のキーワードになったのは、どのような理由からか。それは、女性が、政治、経済、社会の主流から排除された受け身の存在に止まらず、男性優位の世界を変える主体として自立し、協働して、あらゆる分野に参画することが、地球社会の持続的発展に向けて不可欠との認識が広く共有されたことによるものであった。

ジェンダー主流化へのエンパワーメント・アプローチでは、当事者たち自身がおかれた状況に気づき、問題を把握して、自分たちの生活を改善し、コントロールする力をつけることが目指される。「下から上へ」、ローカルからグローバルへ、ボトムアップするエンパワーメントの方向は、共同的・社会的存在としての多様な個人が、本来的に備えている生きる力、つまり「生命」「生活」「生涯」への潜在力や資源を確認し、これを最大限活用できるようにすることを目指す。またエンパワーメント・アプローチの重要な要素となるのは、一人ひとりの潜在力を引き出す安定した家族・地域生活、さまざまな支援、幼児教育、学校教育や生涯教育、共同学習、研修の機会、市民活動のネットワーキングによる信頼、連帯、責任(アカウンタビリティ)など社会関係資源の有効活用である(矢澤 1999:253-258、久保田 2005:28-32、矢澤 2009:85)。

北京会議では、女性の地位委員会が、行動綱領の草案作成段階からNGOの女性たちの意見を求める方法をとった。1992年から世界5地域でNGOとの地域準備会合がもたれ、行動綱領はこれらを基に各地域からの提言内容を集約した(横浜市女性協会 1997:237、船橋 2015:6-8)。こうして世界の女性たちが共有する具体的問題群が、地域別事前会合での細部の検討を含め総括的に整理・分析され、21世紀に向けた問題解決への政策や戦略が真剣に議論された。これらを通じて行動綱領には、女性NGOからの多くの切実な

意見や提案が反映された。また、その内容を実現するための法制度や行財政の仕組みづくり（国内本部機構の整備・充実等）に対する各国の責務が明記されている。

「行動綱領」では、女性の人権確立への基本的考え方や具体的方法が新たに明確化された。たとえばセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する権利）確立の重要性、女性に対するあらゆる暴力根絶への戦略、女性の経済的貢献の正当な評価への政策（同一価値労働同一報酬、無償労働＝アンペイド・ワークの可視化）などが示されている。その背景には、多彩な理論に結実した現代フェミニズムの新潮流、南北の女性運動団体・NGOネットワークによる活動や問題提起、つまり社会の生命線となる女性たち自身のエンパワーメントがあった。その証しとして「行動綱領」文書には、女性運動の新潮流が「女性の地位向上を確保するための法律や機構を推進する上で重要な提唱者の役割を果たし」、それらは「行動綱領の使命が達成できるという信念の土台となる」（26項）との高い評価が書き込まれている（国際連合1994）。

これら世界各地での女性たちのエンパワーメントの長年の蓄積と発揮がなければ、北京行動綱領は生まれなかったであろう。また北京会議以降の、行動綱領の実現を目指した各国での法制度改革、ジェンダー平等政策の進展もあり得なかった。その進展は、各国政府の善意に満ちた政策に導かれたものではなく、女性運動団体やNGO、市民の協働の闘い、政府等に積極的取り組みと説明責任を促した各地でのボトムアップの地道な活動の果実といえる（矢澤1999：253, 258、矢澤・山下2015：69-76）。本章で概観した現代フェミニズムの隆盛から行動綱領採択に至る4半世紀の歩みは、20世紀ジェンダー史と女性史の変革期を記す歴史の一端として記憶に留め、受け継ぐべき内容を含んでいるといえよう。

北京行動綱領の主な内容と今日的意味

行動綱領は、6章構成、361項目からなる。優先的に行動を起こすべき12

I 女性のエンパワーメント

の重大問題領域の章では、それぞれの戦略目標と取るべき具体的な行動が詳細に示されている（4章、パラ45～273）。12の領域（A～L）とは、1 女性と貧困、2 女性の教育と訓練、3 女性と健康、4 女性に対する暴力、5 女性と武力紛争、6 女性と経済、7 権力及び意思決定における女性、8 女性の地位向上のための制度的な仕組み、9 女性の人権、10 女性とメディア、11 女性と環境、12 女児、である（山下他 2015：139－159）。

12の重大問題領域のうち第1に挙げられたのは、増大する貧困の女性への重荷、つまり「貧困の女性化」（貧困層の7割が女性）の解消である。またジェンダーに基づく女性に対する暴力や女性の健康・性と生殖への権利についても詳細に述べられている。子どもの権利条約（1989年採択）を踏まえ「女児」の権利促進に向けて「女児」の項目も新たに設けられた。女性の人権促進については、女性差別撤廃条約の批准・履行や法識字（リーガル・リテラシー、法的エンパワーメント）の強化が提起された。さらに、女性の地位向上のための制度的な仕組みの整備・強化の必要性も提起された。政策枠組については、女性の地位向上に資する各国のマクロ経済政策の変革、アンペイド・ワークの測定・評価・政策化（川崎他、2000）、公的・政治的意思決定過程への女性の参画促進に向けたポジティブアクション（クォータ制等の暫定的特別措置）の活用、行財政政策のジェンダー分析と変革の必要性なども書き込まれた（ジェンダー視点による横断的政策の実施・評価、ジェンダー予算分析等）。行動綱領には、現代社会の差別的ジェンダー秩序と社会構造の変革を視野に入れた戦略目標と取組むべき政策、具体的プログラムが問題領域ごとに網羅的に示されている。

行動綱領はこうして、各国政府と市民社会が、女性差別撤廃に向けた課題解決のために具体的戦略を立て、プログラムを作り、実行していく上でのグローバル・ガイドライン（国際基準）となった（カナダ女性の地位庁 1995）。その内容は、過去のさまざまなジェンダー実践や理論的蓄積を包摂し、女性差別撤廃条約の理念と内容を課題解決に活かすために有効な国際的な政策マニュアルとして、エンパワーメント・アプローチの重要性を具体的に示して

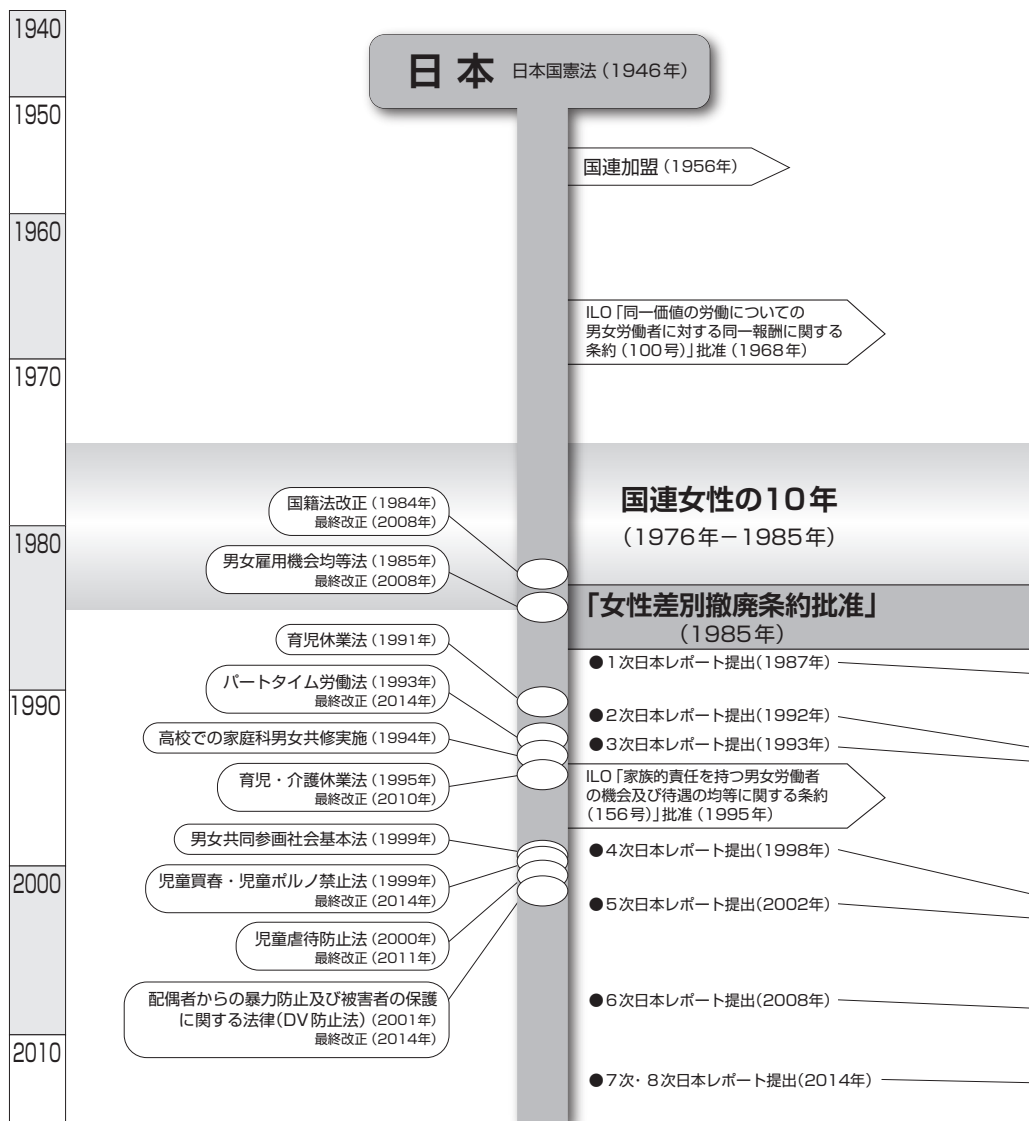
いる。

北京行動綱領は国際法的拘束力はないが、女性差別撤廃条約がその国際法上の後ろ盾、つまり行動綱領実現への車輪となっている。以来、ジェンダー平等達成と女性のエンパワーメントは、国連のもっとも基本的かつ重要な活動のひとつとしてグローバルに認識され今日に至っている。そして各国に対しては、個々の「女性問題の解消」を目指す「女性政策」から、不平等なジェンダー関係に根ざした「ジェンダー問題の解決」、ジェンダー秩序の変革を目指す「ジェンダー平等政策」へのパラダイムシフトが求められた。行動綱領は、ジェンダー主流化を俯瞰した包括的で高い水準の国際的合意文書であり、各国・地域でのジェンダー平等達成に向けた法制度改革などにさまざまなインパクトを与えてきた。

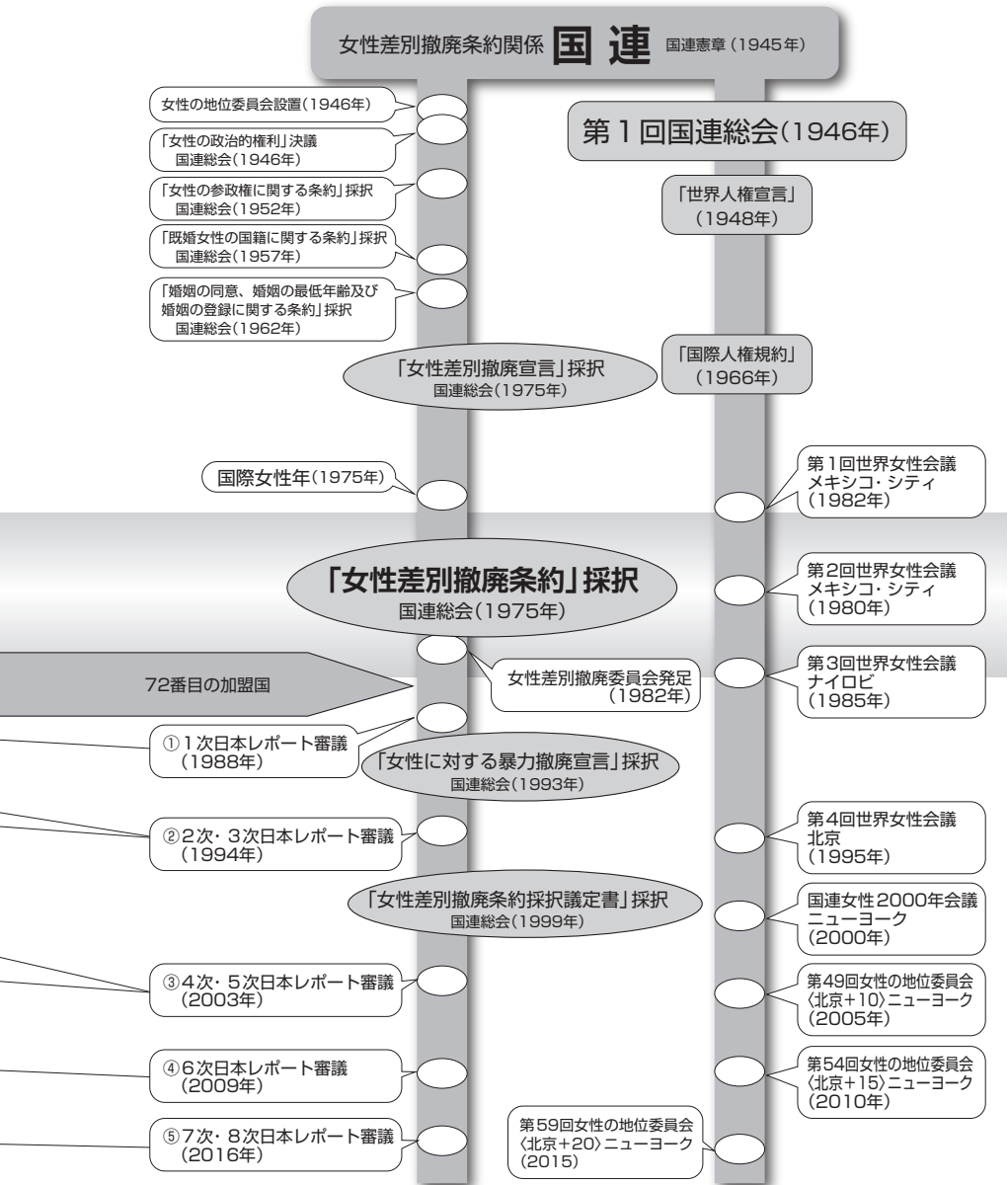
日本でも、北京会議NGOフォーラムに参加し、国内で行動綱領の内容の実現を目指す女性たちの全国的NGOネットワーク（北京JAC等）の活動が活発化した（北京JAC 1996）。そして、これらNGO発の政策提言等を受けて、ジェンダー平等推進の方向性を提示した男女共同参画ビジョンの答申（1996）、男女共同参画2000年プランの策定（1996）、男女共同参画社会基本法の制定（1999）が行われた（レンツ 2015：155－157）⁶⁾。その後は、同基本法の下で、男女共同参画局、男女共同参画会議の設置（2001）、男女共同参画基本計画の策定（第1次～第3次、2000～2015）や、各自治体での男女共同参画推進基本条例・基本計画の策定、国・地方自治体の男女共同参画政策・事業等が実施されていく。また配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法2001、最終改正2014）などの法整備も進展する（図解参照）。

とはいえ、この間、基本法とその下で展開してきた日本の男女共同参画社会基本法体制や政策の内容が、果たして女性差別撤廃条約や北京行動綱領の目指すジェンダー平等達成の方向性や中身に合致するものであったのかについては、多くの疑問も出されている。それらについては、ジェンダー平等達成の機軸となる条約や行動綱領などの国際基準・規範に照らし、丁寧な検証が必要であろう（矢澤 2013, 2014、JAWW 2014、柳本 2015：45－48、日本婦人

図解 女性差別撤廃条約に関する 国連と日本の動き



出典：国際女性の地位協会編『学んで活かそう女性の権利〔改訂2版〕』（尚学社，2014）12-13頁
（図版制作 石崎節子）より



団体連合会2015、JNNC 2015、国際婦人年連絡会 2015)。

本稿で概観したように、北京行動綱領は20世紀の忘却の海に沈む一篇の国際文書ではない。行動綱領はいまも、21世紀のジェンダー主流化を方向づける国連と各国政府の「グローバル誓約」として活かされている世界的指針である。国連は、2000年に開催された国連特別総会「女性2000年会議」(北京+5)を皮切りに、2005年には国連「北京+10」閣僚級会合を、2010年には国連「北京+15」記念会合を、2015年には「北京+20」会合を開催し、行動綱領に照らした各国、地域、世界のジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの国際的キャンペーンを行ってきた。

これらのキャンペーンを中心的に担う女性の地位委員会では、毎年、行動綱領の12の重大問題領域を念頭に設定された優先テーマ(単独または複数のテーマ)のフォローアップ審議を行ってきた。また合意結論をまとめ、女性の人権に関わる継続的・緊急的テーマについての決議等を発出している。同委員会は、2000年(北京+5)から5年ごとに各国にジェンダー平等達成の進捗状況と取組課題についてのナショナル・レポートの提出を求め、北京行動綱領に基づく実施状況の検証(グローバル・レビュー)を行ってきた。

2015年、「北京+20」の第59回CSWでは、会議初日に「政治宣言」が採択され、12の重大領域に沿って「北京行動綱領」の内容の再確認と、女性のエンパワーメントのさらなる強化に向けた推進方針を決定した。それらは、関連法の厳格な遵守、推進組織の強化、差別的慣行等の変革、資金確保、ジェンダーに配慮した評価・モニタリング手法の開発などである。また2016年の第60回CSWの優先テーマには「持続的開発に向けた女性のエンパワーメント」が決定され、女性が直面する課題への横断的取組の強化が促されている(国立女性教育会館 2015: 3-4, 11-12)。

女性の地位委員会は、このように各地の女性NGOの参画(NGOレポートの提出等)を得て、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けたグローバルな政策決定機関として重要な役割を果たしている(国立女性教育会館 2014: 2-6)。そして、ジェンダー平等達成に向け、各国政府と市民社会、

NGOなどすべてのアクターのさらなるコミットメントを要請する国際的キャンペーンはいまも継続中である。

4 国連「北京+20」前進と後退、日本の課題

ジェンダー平等の達成をリードする国連女性の地位委員会の事務局を担い、両輪で活動するUNWomenは、2014年5月、「北京+20」のキャンペーン「女性のエンパワーメント、一人ひとりのエンパワーメント、思い描いてみよう！」を開始した⁷⁾。そして「世界各地で大きな進歩があったが、行動綱領に描かれている、人生のあらゆる場面でジェンダー平等が実現する日を迎えるには、まだ多くの問題が残っている」と訴えた（UN Women キャンペーン・パンフレット：日本語訳 国連ウイメン日本協会より要約）。

日本でも2015年には、同キャンペーンに応じ、各地でシンポジウムや学習会が開催された。3月には、国際女性の地位協会、国連ウイメン日本協会、JNNCなど5つのNGOの共催による「院内集会：北京世界女性会議から20年—その成果と女性の人権をめぐる課題」が開催された⁸⁾。パネリストは、B.アリコUNWomen本部人道部長、N.ハイディ女性差別撤廃委員、林陽子女性差別撤廃委員長の3人で、国連「北京+20」にふさわしい国際シンポジウムとなった（矢澤他 2015）。

ではそこで、女性の人権をめぐる20年の取組み、その前進と後退は、国際的視座からどのように評価されたであろうか。アリコUN Women本部人道部長はまず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント促進への国連の姿勢をアピールするスピーチで、北京行動綱領は、21世紀のいまもジェンダー主流化の最重要合意文書であると述べた。そして、行動綱領は男女平等の闘いの中にしっかり根を下ろし、法律上の女性差別撤廃、女性・女兒への暴力への対処、女兒の初等・中等教育へのアクセスの向上、女性の避妊へのアクセスの目覚ましい進歩など、多くの分野で確実な前進が見られた、と評価している。

I 女性のエンパワーメント

しかし一方で、ジェンダー平等は分野により停滞や後退がみられ、ジェンダー平等を求める動きの掘り下げ方は不足し、後戻りしないところまでには達していない、とその脆弱さを指摘した。それらは、女性・女兒が複合的な差別を受けている分野、法律、特に家族法における差別の持続、多くの女性がきちんとした仕事につけない状況、女性の昇進、賃金格差などでの後れ、無償の仕事（育児等）が女性に集中する状況などである。

さらに北京会議から20年後の今日、世界各地での紛争の激化などにより新たに極端主義、過激主義、女性の権利へのバックラッシュなどがジェンダー平等を脅威に晒していること、また根強く残っている差別的な規範、役割の固定化、偏見、暴力などが、女性の権利の確立を阻んでいることにも注意を促した。女性の人権を脅かす新たな課題については、パネリスト3人が共通して危機感を表明し、各国政府の積極的対応（コミットメント）を強く求めた。このようにいま、ジェンダー平等は、さまざまな脅威に晒られ、脆く不安定な状況に置かれている。

そうした国際的人権状況の悪化を背景に、日本の現状をみるとどうであろうか。日本でも、本稿で概観したように、国連での取組みに歩調を合わせ、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法等を後ろ盾に、法制度改革の前進が得られた。そして、ジェンダー平等、女性の人権保障による開発、戦争放棄による平和な社会の維持・発展、北京行動綱領で明記された女性のエンパワーメントに向けて、市民、政府、NGOなど諸団体による多くの地道な努力が重ねられてきた。しかし2000年代以降、これらの歩みを阻み否定するバックラッシュの波、復古主義、歴史修正主義などの脅威が拡大している。また、女性の人権保障に逆行する政治、経済、教育、外交、マスメディア動向、地域草の根での反動の動きなどが広がり、各地でジェンダー平等、男女共同参画の停滞や後退も見られる⁹⁾。このような時代動向や脅威、山積する課題を前に、ジェンダー平等達成にむけてどのような方向性を見出すことができるのか。

先のスピーチで、アリコUN Women本部人道部長は、緊急に行動が必要

とされる次の5つの重点分野を提起した。第1は、差別的な社会規範やジェンダーに基づく役割の固定化の改善、第2は、経済分野でのジェンダー平等と持続的開発の達成、第3は、女性の意思決定参加の担保、第4は、ジェンダー平等への応分の投資、第5は、政府によるジェンダー平等への説明責任の強化とこれによる女性・女兒の人権の実現である。そして、不平等や複合的差別への対応、フェミニズムや女性運動の強化・支援も重要である、と指摘した(矢澤他 2015)。また「ポスト2015開発戦略」の「持続可能な開発目標」(SDGs)においては、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、女性・女兒の人権を優先課題として位置付け、ジェンダー平等に関して包括的な目標を持つべきであると訴えた¹⁰⁾。これらの緊急課題を共有し国内外で活動する日本の女性NGOは、さまざまな難題解決にどのような道筋をつけることができるのか。答えは簡単には出ないであろう。だが、いまそのことが改めて問われているのではないか。

5 結びにかえて

20年前、女性たちは、北京会議NGOフォーラムに参加し「日本の女性こそもっとエンパワーしなければならない。女性がディスエンパワー(無力化)されてきた仕組みや制度・慣習、社会の見えない壁を明らかにし、立ち向かわなければならない」との思いを新たにした。

あれから20年。本稿で概観したように、日本でもNGOや各地の女性たちは、憲法、女性差別撤廃条約、北京行動綱領、そして変革を後押しする法制度などをツールとして裁判や署名活動、国会、地方議会へのロビーイングや要請行動などを通じて様々なジェンダー問題に取り組み、人権保障に向けた法制度改革や政策推進に各方面で貢献してきた(図解参照)。

一方で、ジェンダー平等の不安定化、女性の人権を取り巻く状況の後退や悪化が顕在化している。グローバルな社会経済・情報環境の変化のなかで、北京行動綱領を継承していくことへの困難が増している面もある。そうした

I 女性のエンパワーメント

事態を前に、時代の節目を迎えた女性たちは、ここでもう一度70年間の女性の人権の歩みを振り返り、北京会議で合意された女性のエンパワーメントの意義やジェンダー平等達成の課題を再確認する必要があるだろう。

一人ひとりの女性が、国境を越えてこれまでに積み取った有効なツールを手放すことなく、これからも多国籍・多地域の多様な市民（男性、若者、高齢者、障がい者など）との連帯のネットワークを紡いでいくことができれば、その先には絶望ではなく希望の道が拓けてくるのではないかと考える。女性のエンパワーメントの鍵は、それぞれの持ち場での課題解決方法や目標を見失うことなく、クリティカルな視座、高い志、ジェンダー平等への開かれた世界像をもって、市民社会のさまざまな組織や仕組み、資源やネットワークを協働していかに使いこなしていくかにかかっている。そのためにも、「誰一人として置き去りにはしない」という、2030年に向けたSDGsの国際的誓約の内容を、いま一度かみしめておきたい。

注

- 1) 国連女性の地位委員会（CSW）の委員国は、国連経済社会理事会がアフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ地域、西欧・その他諸国、東欧の地理的配分をもとに選出する45ヵ国で構成される（任期4年）。日本は1956年の国連加盟前からCSWにオブザーバーを送り、1958年以降は一時期を除き継続的に委員国となっている。毎年3月に国連本部（NY）で本会議を開催。並行してサイド・イベント（政府・国連・NGO共催）とパラレル・イベント（NGO主催）も開催される（国立女性教育会館2014：6）。なお、本稿では、「婦人の地位委員会」ではなく「女性の地位委員会」の表記を用いる。
- 2) 北九州市立女性センター・ムーブ1999：「ドキュメント 日本政府が批准するまで：図解と解説」『女子差別撤廃条約ガイドブック』16-21を参照。なお（公財）市川房枝記念会女性と政治センターの市川房枝記念展示室には、市川房枝関係の多くの資料や写真、パネル等が展示され、同時代の女性たちの生き方や主張、女性運動の力と連帯を証言する貴重なアーカイブとなっ

ている。1981年、87歳の生涯を終えた市川の棺には「女子差別撤廃条約」が納められた。市川が日本の女性たちに残した言葉、「権利の上に眠るな!」「平和なくして平等なく、平等なくして平和なし」は、多くの女性たちへの警鐘と励ましのメッセージとして生き続けている。国際婦人年連絡会は、市川の「平和なくして平等なく、平等なくして平和なし」をスローガンにその後も「女性の真の『平等・開発・平和』をめざして、男女平等参画社会の実現に向けて」活動している（加盟36団体、2015.9現在）。

- 3) 赤松は、「北京+20」の2015年、「読売新聞」記者からの連載取材の折、均等法成立時の30年前を振り返りながら、戦後日本の働く女性の権利獲得への困難で長い道のりについて「時代の証言者」として熱く語っている。赤松は、「『男女平等の実現のための長い列に加わる』という言葉が、私をこれまで励まし続けてくれました。…過去から未来へ、『長い列』をバトンでつないでいってほしい」と、次に続く女性たちに力強いエールを送っている（永峰2015、「時代の証言者」全25回・最終回）。赤松は、女性差別撤廃条約採択の折には、国連公使としてその場に立ち会い、女性差別撤廃委員も務めた（87-94年）。また国際女性の地位協会の会長、名誉会長として女性差別撤廃条約の研究・啓発活動を続け、いまま「クオータ制を推進する会」など複数の女性NGOの活動をリードし、女性の人権・参画促進と地位向上に尽力している（国際女性の地位協会『国際女性』No.24（2010）：82-88：特集I 女性差別撤廃条約批准25周年、1. 赤松良子さんに聞く―「女性差別撤廃条約とのこれまでとこれから」）。
- 4) 日本でも、新たな平等観に立ち1975年に発足した「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」が、いち早く日本社会の慣習に深く根づく性別役割分担観や女性差別に異議を申し立てる行動を起こしたことを記憶にとどめたい。同会解散(1996)まで22年の活動をたどる会報、パンフレット、ビラ等630点を編集復刻した『行動する女たちの会資料集成』（全8巻、高木澄子他篇 六花出版）の出版が2015年に始まった。なお日本のウーマン・リブ誕生は1970年で、女の痛みや苦しみを含む「女という経験」に根ざし

I 女性のエンパワーメント

たリプの女たちの根源的問いかけは、その後の「行動を起こす女たちの会」の異議申し立ての動き等にもつながる。「国際婦人年」を機に、在野の女性史研究グループ（「女たちの現在を問う会」1976年発足）や日本初の女性学研究組織（「日本女性学研究会」1977年発足）なども立ち上がった（松井2014）。

- 5) 国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、23人の専門家により構成され（任期4年）、自国政府から独立した個人資格で任務を行っている。2015年2月に林陽子委員が第15代委員長に選出された（日本初）。日本では、条約の研究・普及を目的に1987年設立された国際女性の地位協会が、1998年に国連経済社会理事会の協議資格を取得、同委員会のモニタリング、国内での条約関連のシンポジウムの開催、年報『国際女性』の発行、条約普及冊子の出版等を行っている（国際女性の地位協会編 2010、山下泰子 2006、2010）。また2002年に協会の呼びかけで設立された日本女性差別撤廃条約NGO ネットワーク（JNNC）の一員として、日本レポート審議に関わるロビー活動等を行っている。JNNC（2015年6月現在、52団体が参加）は、条約の普及・活用・履行が極めて不十分な日本の現状や政策を変えようと、日本政府レポート審議に合わせたNGOレポートの提出、審議傍聴等、条約の履行促進、男女共同参画政策のモニター活動等を活発に行っている（国際女性の地位協会 2014：17, 33 - 45, 59、永井 2015：75 - 76）。
- 6) 1995年11月、北京会議NGOフォーラムに参加したNGO関係者、国会議員らを中心に、同会議で採択された北京宣言・行動綱領の実現を目指す全国ネットワーク「北京JAC」（世界女性会議ロビイングネットワーク）が発足。14の地域コーカスと複数のテーマコーカスを持ち、政府、自治体、議員、政党等にロビーイングと政策提言を行ってきた。男女共同参画社会基本法の制定、ナショナルマシナリーとしての男女共同参画局の設置、DV防止法制定などにその提言が活かされた。その後は行動綱領の12領域に止まらず、新課題の解決にも取り組んでいる（ニュースレター『マンスリー北京JAC』1～200号：1995.11～2015.12.参照）。一方、1995年、「基地・軍隊を許さ

ない行動する女たちの会」「強姦救済センター・沖縄」などを設立し、沖縄で基地と暴力に立ち向かう高里鈴代らの活動は、北京会議での女性エンパワーメントの先進的事例といえる（松井 2014：128 - 141、高里1996、2015：20 - 24）。

- 7) 女性の地位委員会（CSW）の事務局は、UN Women（英語通称、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）が担当する。UN Womenは、UNIFEM（国連女性開発基金）、INSTRAW（国際女性調査訓練研究所）など国連内の4つの女性関連組織が統合され、2011年に発足した。女性のリーダーシップと参画の拡大、経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の根絶など5つの優先活動分野を掲げ、国際機関のジェンダー平等推進をリードし、世界各地で支援活動を行っている。日本ではこれに合わせて、2011年1月、国連ウイメン日本協会が発足した。同協会は、2015年5月、UN Womenの日本唯一の国内委員会として、同本部と「承認協定」を結び、UN Womenの使命・活動に関する広報・啓発と寄付・募金の呼びかけ等、北九州、大阪、横浜ランチ等7つの協力協定団体とネットワークを組み、活動している（国連ウイメン日本協会 2015：1 - 8）。2015年8月にはUN Women日本事務所が発足した。一方、行動綱領の実施状況の監視を目的に2001年に発足した女性NGO、JAWW（日本女性監視機構）は、毎年CSWをモニターし、2007年以降CSWのテーマに沿ったレポートを作成、2005年、2010年、2015年の節目には12領域に関わる総括的なNGOレポートを作成してCSWに提出し、国内報告会等で北京行動綱領の普及・啓発活動を行っている（JAWW 2014：1 - 2）。
- 8) 同院内集会は、国際女性の地位協会、国連ウイメン日本協会、女性人権機構、自由人権協会、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）の5NGO共催で開催された（会場は衆議院第2議員会館、参加者120名、国会議員6名、議員秘書5名、マスコミ7名、UN Women6名等）。3人のパネリストからは、ジェンダー平等達成に必要な今後の道筋についても国際的視野から唆に富む提言があり、国連「北京+20」にふさわしい記念集会となった（矢澤

I 女性のエンパワーメント

澄子・山下泰子監修 2015)。アリコ氏らのスピーチの要約についても同文献参照。

- 9) 2000年代のジェンダー・バックラッシュは世界的なものであったが、日本では男女共同参画社会基本法制定後の2001年頃から目立ち始めた。そしていま「2000年代の地道な草の根のバックラッシュが功を奏している」とも評される状況がある。そうした動向から得られる教訓とはなにか。北京会議でエンパワーされ60代、70代を越え、ジェンダー平等実現に向けていまでも活動を続ける女性たち（筆者を含め）にとっても、重い課題が突きつけられている（山口他 2012、山口 2015、打越他 2015、桐島 2015）。
- 10) アジア女性資料センターは、「国連:持続可能な開発目標（SDGs）最終合意」について、次のようなML報告を行った(15.8.4 会員ML)。「2015年8月2日、国連加盟国は『持続可能な開発目標（SDGs）』の合意に至った。SDGsは約3年に及ぶ策定過程を経て、今年9月に開催されるサミットで採択される。2000年に合意した『国連ミレニアム開発目標（MDGs）』の達成期限の今年、国連はMDGs最終報告書を発表した（7月）。報告書では『極度の貧困をあと一世代でこの世からなくせるところまで来た』と成果を強調したが、その一方で、どの分野でも目標値には届かず、取組みの継続が必要だとしていた。ジェンダー不平等については、男女間の不平等は続いていること、女性は就業機会、資産、公私の意思決定において未だに差別に直面していること、女性は男性より貧困状態に置かれている傾向があること、国会議員に占める女性の割合も5人に1人とどまっていることなどを指摘。『誰一人として置き去りにしない』として不平等の是正に継続的な取組みが必要であることを強調していた。今回合意されたSDGsの対象は2030年までの15年間。MDGsでは8の目標が掲げられたが、今回は『あらゆるかたちの貧困の撲滅』『飢餓の撲滅と食の安全保障の達成』『男女平等の達成と女性の活躍推進』など、17の目標と169の具体策が示されている」（文責・事務局・濱田）。このようにSDGsにおいてもジェンダー問題は、グローバルな包括的課題として明確に認識されている。なお同センターは、故松井や

よりを中心に1995年にNGOとして設立。前身は1977年設立の「アジアの
女たちの会」。2000年に国連経済社会理事会特別協議資格取得。2013年に特
定非営利活動法人資格取得。

引用・参考文献（著者のアルファベット順）

- E. ボールディング 1995 「20世紀における女性運動と社会変革」 坂本義和編 『世界政治の構造変動4 市民運動』 1-45、岩波書店
- 橋本ヒロ子 2013 「グローバル・フェミニズム：国際的な人権確立の流れ」 木村涼子・伊田久美子・熊安美江編 『よくわかるジェンダー・スタディーズ』 14-17、ミネルヴァ書房
- 船橋邦子 「北京で燃えて20年—第4回世界女性会議」 『女たちの21世紀』 no.81、2015.3：6-11、アジア女性資料センター
- 堀江孝司 2005 『現代政治と女性政策』 勁草書房
- 林陽子 2015 「女性差別撤廃委員会から見たBeijing + 20」 『女たちの21世紀』 no.81、2015.3：16-19、アジア女性資料センター
- 伊藤るり 1995 「＜グローバル・フェミニズム＞と途上国女性の運動—WIDと女性のエンパワーメントをめぐって」 坂本義和編 『世界政治の構造変動4 市民運動』 47-83、岩波書店
- JAWW（日本女性監視機構）2014 『JAWW NGOレポート—北京+20にむけて』 JAWW事務局
- カナダ女性の地位庁（矢澤澄子監訳）1995（2000） 『アンペイド・ワーク政策評価の枠組みづくりに向けて』 神奈川ネットワーク運動
- 川崎賢子・中村陽一編 2000 『アンペイド・ワークとは何か』 藤原書店
- 北九州市立女性センター（ムーブ）1999 『わかる！使える！女子差別撤廃条約』 北九州市立女性センター
- 桐島瞬 2015 「政権を覆う“皇国思想”」 AERA 15.8.31、No.37：62-63
- 久保田真弓 2005 「エンパワーメントに見るジェンダー平等と公正—対話の実現に向けて」 国立女性教育会館 『研究紀要』 第9号：27-37

I 女性のエンパワーメント

- 国際婦人年連絡会編 1989『連帯と行動：国際婦人年連絡会の記録（1975－1985）』市川房枝記念会出版部
- 国際婦人年連絡会編 2015『連帯と行動 part II～時代を拓く女性たち：国際婦人年連絡会40年の記録』パド・ウィメンズ・オフィス
- 国際女性の地位協会編 2010『コンメンタール 女性差別撤廃条約』尚学社
- 国際女性の地位協会編（赤松良子監修）2005『新版 女性の権利—ハンドブック 女性差別撤廃条約』（岩波ジュニア新書）岩波書店
- 国際女性の地位協会編（矢澤澄子・山下泰子監修）2014『学んで活かそう女性の権利【改訂2版】—女性差別撤廃条約の新展開』尚学社
- 国際連合 1995/1996『行動綱領』（第4回世界女性会議）（総理府仮訳）
- 国際連合 1991～2015『世界の女性 動向と統計』第1版～第6版（日本統計協会訳）日本統計協会
- 国際連合広報局編・国際女性の地位協会抄訳1997/1998『国際連合と女性の地位向上1945～1996』（国連ブルーブックシリーズ第6巻）国際女性の地位協会
- 国連ウィメン日本協会 2015「UN WOMEN」（ニュースレター）Vol.9、2015.6
- 国連ウィメン日本協会（訳）2015「UN WOMEN『北京+20』キャンペーン・パンフレット：女性のエンパワーメント、一人ひとりのエンパワーメント」
- 国立女性教育会館編（目黒依子監修）2014『国連婦人の地位委員会（CSW）早わかり』国立女性教育会館
- 国立女性教育会館 2015『第59回国連婦人の地位委員会（CSW）早わかり』国立女性教育会館
- レンツ, I. 2015「フェミニズムとジェンダー政策の日独比較」落合恵美子・橋木俊詔『変革の鍵としてのジェンダー』129－164、ミネルヴァ書房
- 松井久子編 2014『何を怖れる フェミニズムを生きた女たち』岩波書店
- 松井やより 1997「まえがき」「北京会議の意義と21世紀の課題」アジア女性資料センター『北京発、日本の女たちへ—世界女性会議をどう生かすか』3－47、明石書店
- 村松安子 1995「プロローグ—エンパワーメントに向けて」村松安子・村松泰子

- 編『エンパワーメントの女性学』2-19、有斐閣
- 永井よし子 2015「女性差別撤廃委員会における第7・8次日本レポートの審議に向けて—JNNCの取組み」矢澤澄子・山下泰子監修2015「2015.3.20院内集会：北京世界女性会議から20年—その成果と女性の人権をめぐる課題」（北京+20/CEDAW ジョイント報告会5.17報告資料）、国際女性の地位協会編『国際女性』29号、2015.12：75-76、国際女性の地位協会
- 永峰好美 2015「時代の証言者 女性が働く 赤松良子：1～25回」『読売新聞』2015.4.23-5.30
- 日本婦人団体連合会編2015『女性白書-戦後70年、女性差別撤廃条約批准30年、憲法・平和・人権』ほるぷ出版
- 北京JAC第4回全国シンポジウム実行委員会・世界女性会議ネットワーク静岡編 2000『21世紀・ローカルからグローバルへ：北京JAC第4回全国シンポジウムの記録』ウィメンズブックストア松香堂
- 高里鈴代 1996『沖縄の女性たち—女性の人権と基地・軍隊』明石書店
- 高里鈴代 2015「北京会議から20年 脱軍事化への歩み」『女たちの21世紀』no.81、2015.3：20-24、アジア女性資料センター
- 打越さく良・北原みのり・谷口真由美・三浦まり 2015「座談会『北京会議』から20年『女の運動』のいまを作り直す」『世界』2015.6、no.870：212-224
- 山口智美「北京会議以降の日本のフェミニズム運動—『男女共同参画』とは何だったのか」『女たちの21世紀』no.81、2015.3：41-44、アジア女性資料センター
- 山口智美・斎藤正美・荻上チキ 2012『社会運動の戸惑い—フェミニズムの「失われた時代」と草の根保守運動』勁草書房
- 柳本裕加子「『女性活躍』推進—日本型ジェンダー平等社会の形成へ」『女たちの21世紀』no.81、2015.3：45-48、アジア女性資料センター
- 山下泰子 2006『女性差別撤廃条約の展開』勁草書房
- 山下泰子 2010『女性差別撤廃条約と日本』尚学社
- 山下泰子 2015「女性差別撤廃条約批准30年」：17-23、日本婦人団体連合会編『女性白書2015』ほるぷ出版

I 女性のエンパワーメント

- 山下泰子・辻村みよ子・浅倉むつ子・二宮修平・戒能民江編 2015『ジェンダー六法第2版』信山社
- 矢澤澄子 1999「女たちの市民運動とエンパワーメント—ローカルからグローバルへ」鎌田とし子・矢澤澄子・木本喜美子編『講座社会学14 ジェンダー』249 - 289、東京大学出版会
- 矢澤澄子 2002「国際的にみた女性問題」広岡守穂編『男女共同参画と学校教育』46 - 49、教育開発研究所
- 矢澤澄子 2005「WIDとGAD」「ジェンダーの主流化」(項目)、井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック』第4版: 181 - 182、有斐閣
- 矢澤澄子 2009「エンパワーメント」(項目)、庄司洋子・木下康仁・武川正吾・藤村正之編『福祉社会事典』84 - 85、弘文堂
- 矢澤澄子 2013「『2020年30%』と政治分野におけるクォータ制」『国際女性』第27号: 54 - 57、国際女性の地位協会
- 矢澤澄子 2014「女性の地位向上のための国内本部機構」『国際女性』第28号: 84 - 86、国際女性の地位協会
- 矢澤澄子・山下泰子監修 2015「2015.3.20院内集会: 北京世界女性会議から20年—その成果と女性の人権をめぐる課題」(北京+20/CEDAW ジョイント報告会5.17報告資料)、国際女性の地位協会編『国際女性』29号、2015.12: 69 - 76、国際女性の地位協会
- 横浜市女性協会編(矢澤澄子監修) 1997『女性問題キーワード111』ドメス出版
- 米田眞澄 2014「女性に対する暴力の社会問題化と国内の法整備」神戸女学院大学女性学インスティテュート編『語り継ぐ女性学—時代を担う女性たちへのメッセージ』139 - 153、御茶の水書房

(やざわ・すみこ 国際女性の地位協会理事・元東京女子大学教授)